

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第 回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	松本市 (202029)
地域名 (地域内農業集落名)	今井地区 (上新田、堂村、中村、中沢、下新田、境新田、東耕地、南耕地、西耕地、北耕地、野口、古池、西原、北今井、公園西)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	601 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	539 ha
② 田の面積	195 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	390 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	150 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	75 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	221 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	110 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

今井地区は、市内でも最大規模の農業生産地帯として、果樹、野菜、水稻、畜産を中心に生産されているが、生産者の高齢化と担い手不足、販売環境の変化、気象災害の影響による生産力の低下が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業が地域の基幹産業である今井地区は、地域づくりと地域農業を一体的に捉え、地域全体で農業の未来を考える必要がある。そのために、社会や消費者から認知される産地、地域づくりが重要であり、今井農業を良くする会、各生産組織、直売施設、各経営体が連携し、農業振興と地域の活性化、地区の発展を目指します。常に今井発の農業イノベーションを意識し、先進地であるブランド力の向上が地域農業の発展に繋がることを胸に、地域が一体感を持って取り組む。農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農用地の流動化を図り、担い手への農地集積と集約を進める。併せて、「今井農業を良くする会」と連携をとりながら遊休農地の発生防止と解消に取り組む中で、新規参入を促進する。農地の賃貸借に際しては、同じ地区内の担い手との契約を優先することで農地集約を図るものとする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46.5	%	将来の目標とする集積率
			46.5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
土地利用型農業(水稻・麦・大豆など)については、団地面積の拡大を図り効率化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
農地の貸付希望等については、地区農業再生協議会が主体となり集落における集積状況等を確認する中で、担い手(前、中心経営体)、認定農業者等へ配分計画を設定し、農地中間管理事業、機構集積協力金等を活用し集積を図る。その際、今井地区標準小作料の設定に基づくものとする。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
農業委員、農地利用最適化推進委員、JAを中心に、地域全体の農地バンクへの貸し付け状況や所有者の貸付意向を踏まえつつ調整を行う。その際、農業委員会が公表する市内の平均賃料、今井地区標準小作料、貸し手と借り手の意向を十分に考慮して賃借料等を設定する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・農地の排水対策、用排水設備等改修は、公的支援を受ける中で逐次改修を進める。必要に応じて活性化計画等を策定する。(農地耕作条件改善事業、農地中間管理機構関連農地整備事業など) ・畦畔管理等もスマート農業を先進的に取り入れられるよう要望していく。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・JAと松本市が中心に実施している研修事業を基本に、各年2名の新規就農者を確保する。同時に里親となる農家を育成し、次世代への継承を図る。 ・農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
松本太郎果樹生産組合やNOJINなど、地域農業の継続的發展を図りつつ技術や知識の向上、仲間づくりに繋がる取り組みを継続し発展させる。また、作業効率の向上が著しく見込める業務は、可能な限り地区内の業者や団体を中心に作業委託する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】	
①有害鳥獣による被害防止として、引続き進入防止柵や捕獲体制の強化に取り組む。	
②有機農業を推進する。	
⑩労務支援対策として、外国人技能実習制度などを活用する。	
⑩関係人口の増やし、今井の農業ブランド力を発信してくれるサポーター(営業マン)を増やす。	
⑩直売所や市民農園の活用した労働力確保を研究・検討する。	
⑩農を通じた豊かな地域づくりとして、学校田の取組み、保育園での食育活動、「今井農業夢まつり」の開催を地域全体で支援する。	
⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。	